

「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請」に対し不承認とすることを求める意見書

令和2年11月27日付、沖縄県知事より名護市長へ諮問された（沖縄県諮問土第20号及び沖縄県諮問農第7号）名護市長意見は、第201回名護市議会12月定例会において追加議案として提出された。そこで提出された名護市長意見案は、辺野古地区地先（作業ヤード）が必要なくなったこと（用途変更）についてのみ陳述していた。

しかし、辺野古地区地先（作業ヤード）の埋立ての必要性については、埋立工事の合理的な設計・施工等の検討による結果でしかない。その合理的な設計・施工等の検討内容に触れない限り用途変更については判断ができない。そのため、当該意見書案は到底認められるものではないため賛成少数にて否決された。

それにもかかわらず、第202回名護市議会3月定例会においては名護市長意見について再提案をしなかった。議会で否決された内容の不備を精査せず、県知事から求められた意見を述べないことは、25年にもわたって市政の重大な課題である辺野古新基地問題を抱える当該自治体の長としては無責任である。そのため、市民の代表機関である名護市議会として以下の4点に沿って意見を述べる。

1. 現行の埋立承認からの主な変更事項に沿って

地盤改良工事の追加に伴い、大浦湾側の護岸や埋立地の設計等の変更をしているが、その原因は大浦湾側の埋立予定区域の3分の2を占める軟弱地盤が広がっていることによる。しかし、この改良工事については多数の専門家からも不可能であるという指摘がなされるほど無謀なことである。その主な理由としては軟弱地盤の最深部は水面下約90メートルとなり、日本でも世界でも改良に必要な作業船が存在しないという点が挙げられる。沖縄防衛局は既存の作業船を改良し水面下70メートルまで作業可能にするとしているが、作業深度は水面下70メートルを超え約77メートルまでの深さとなっている。そのため技術的工法にも問題を抱えているのが変更承認申請である。

加えて、地質学者の調査団の報告によると、埋立予定地内の活断層の存在や震度1の揺れで護岸が崩壊する危険性を指摘している。その上、新基地の耐震性の検討材料となる地震動を算定するため、防衛局は近辺の観測データと比較することを目的に2008年10月1日から2009年2月27日までの約5か月間、辺野古で地震を調査し、この間5回の地震を測定したとしているが、そのうち2回は名護市役所近辺のK-N-E-T名護でも地震が観測されたとしている。しかし、K-N-E-Tのホームページで地震を検索すると、1件の記録しか確認できず、防衛局が示す資料との整合性が取れない。沖縄防衛局の恣意的なデータ解釈により作成された変更承認申請であることは明らかである。

国は今回の設計変更により国の試算でも埋立工事に要する費用は9,300億円と当初計画の約3倍に膨らんでいる。防衛局が費用増加の主な要因として挙げた警備に関する費用及び地盤改良工事に要する費用等については、今後もさらに膨らむことは容易に想像ができる。また当初の計画では建設開始から5年で完成し、普天間飛行場の返還が実現する計画であったが、変更後は変更承認されてから9年2か月以上かかる予定となっており、これまで政府が代替施設建設理由として喧伝してきた普天間基地の『一日も早い危険性の除去』は詭弁であることが明確になった。

環境への影響について、沖縄防衛局が実施するとしている現行の環境保全措置等についても万全であるとは言い難い。辺野古新基地建設に伴う環境への影響は甚大であり、サンゴ類に対する影響一つをとっても、サンゴの移植という手法自体も、その効果に関しても専門家の意見が分かれるところであり、現行の環境保全図書の記載と同様の内容を実施したところで、世界でも類を見ない大浦湾の豊かな生態系が破壊されることは避けられない。

さらに、埋立土砂等の種類、採取地等の変更は重大な問題がある。岩ずりの採取については、沖縄県の公有水面埋立法における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例で、県外からの埋立用材に関しては特定外来生物等の付着及び混入がないことが条件となっている。県外で採取する大量の岩ずりの全てに特定外来生物を付着・混入させないようにすることは困難であり、県内での岩ずりの採取がほとんどになると考えられる。

2. 利害関係者（名護市在住者及び名護市に在する団体等）の意見について

沖縄県は、公有水面埋立法の規定により令和2年9月8日（火）から同月28日（月）まで、公有水面埋立変更承認申請書及び添付図書等を縦覧に供し、利害関係者から合計1万7,857件（確定値）の意見を聴取した。

その中で、名護市内に在住している者または団体から県に提出された579件の意見書の全てが否定的な意見であったことは、沖縄県が名護市に対して令和2年12月15日に土海第1076号で示したことからも明らかである。また、その内容分類については埋立地の用途変更に関する内容はゼロ件であったが、その原因となる工事・設計図書に関する内容については428件ある。そのほかにも自然・環境に関する内容が330件、米軍基地に関する内容が294件、その他が1件であった。

3. 新型コロナウイルス感染症対策関係

沖縄防衛局が沖縄県に対して「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請書」等を提出したのは、政府による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言が全国に拡大された中での暴挙であった。県民・県職員が一致団結して新型コロナウイルス感染症へ立ち向かう中、その思いを踏みにじることは断じて許されない。

4. 平成25年11月22日提出「普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立承認願書に対する名護市長意見」について

沖縄防衛局が沖縄県知事に提出した公有水面埋立承認願書(平成25年3月22日付)に関して、平成25年11月22日付で前稲嶺市長が沖縄県知事に提出した名護市長意見は約20ページにも及ぶ意見書でした。公有水面埋立法の要件を踏まえて当該事業及び申請書等を慎重に検証した。また作成に当たっては市民生活への影響について、行政組織として調査するとともに3か月もの期間を要し、市民の声を申請についての賛否を問わず直接聴取した。「そのほとんどが「代替施設受入反対」の声であり、これだけ多くの市民の声を得たことを踏まえると「辺野古の海にも陸にも新たな基地は造らせない」という姿勢に間違いはないと確信した。」としている。そして意見書の結びには「市民生活の安心・安全、市の財産である自然環境の保全、未来を生きる子どもたちのため、そして私たち名護市民の誇りをかけて、「普天間飛行場の辺野古移設」に断固反対する、これが名護市民の強い決

意であります。」と結んでいる。この意見書の趣旨については今もなお生きていると考える。

よって、名護市議会は市民・県民の生命、財産、権利を守る立場から、下記の事項について要請する。

記

- 1 沖縄県知事は沖縄防衛局の提出した「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立変更承認申請」に対し不承認とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 3 月 25 日

沖縄県名護市議会

宛先 沖縄県知事